

平成27年度新規事業等

1. 地域生活移行支援事業

【事業費】

2,256千円

【目的】

精神科病院での長期入院患者や施設での長期入所者に対し、地域の社会的資源を利用する機会を提供し、退院のための支援及び退院後の自立生活のための支援を行うことにより、障害者の社会的自立を促進する。

【参考】

平成24年度末で国の制度見直しにより精神障害者の地域移行に関する「地域体制整備コーディネーター」の配置が廃止となり、そのコーディネート業務を市町村の基幹相談支援センターにおいて担うこととなった。しかし、基幹相談支援センターの設置が低調であったことや、地域移行についてのノウハウを市町村に十分に伝えられていないという課題があったことから、大阪府は平成25年度、平成26年度の2カ年に限り「地域相談支援マネージャー」を配置し、引き続き地域移行を進めてきた。平成26年度で府の事業も終了に伴い、平成27年度からは基幹相談支援センターがこの業務を担うに当たり、地域移行支援やピアサポートの活用にノウハウがある事業所に事業委託、連携しながら事業を実施する。

2. 基幹相談支援センター

【体制等】

平成27年4月より直営（障害者支援課）実施を行う。

体制については、担当長＋専門職4人（精神保健福祉士・社会福祉士・保健師）の予定

【業務】

●総合的・専門的な総合支援

①3障害への総合的な対応

②専門性が高いケース対応（対応困難事例）

3障害に加え、発達障害、高次脳機能障害、難病、障害児等への専門性が高いケースや世帯全体への支援ケース、地域移行、転入転出等の広域対応、触法ケースへの対応が求められているため、一時的な集中支援と地域の相談支援事業所へ支援できる体制を構築し、総合的・専門的相談機能

●地域の相談支援体制の強化

相談支援に関する各種研修を行うとともに、地域の相談支援事業所へ助言を実施する等、相談支援事業従事者の人材育成支援を行い、地域における支援の困難な事例について必要な助言を行う等の相談支援機能

身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、高齢者・児童、保健・医療、教育・就労等の各種相談機関等との連携を強化し、ネットワーク構築を行う体制強化支援機能

●地域移行・地域定着の促進

地域課題としての入所施設・精神科病院等の現状と課題抽出をし、普及啓発としての、医療機関や事業所へのアウトリーチ支援を基本とし、研修企画等の機会も活用した取り組みとスーパーバイズを行う地域移行・地域定着支援機能

●権利擁護・虐待防止（虐待防止センター）

障害者の権利擁護に関する地域の実態把握、地域への普及・啓発、成年後見利用支援や消費者被害、金銭管理等の相談、支援を行う権利擁護機能

障害者虐待に係る通報及び届出を受理し、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護又は支援を行い関係機関と連携し、虐待対応が終結するまでの支援を行うとともに、障害者虐待の防止ため、地域の関係機関とのネットワーク構築、広報、啓発活動を行う虐待防止機能

●当事者活動の推進・支援

地域づくりの一環として、当事者活動や家族会活動等を支援し、共助部分を強める活動（ピアサポーターによる相談支援、ピアサポート活動への支援）の支援を行うピアカウンセリング機能

●自立支援協議会の運営

協議会事務局を担い、市、委託相談支援事業所と役割分担を行い全体運営や研修の企画運営を行い、地域の関係機関のネットワークの向上を図る協議会事務局機能

3. その他

障害者総合支援法第 22 条第 4 項において、「市町村は、支給要否決定を行うに当たって……申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し……指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする」とされている。そのため、原則として、計画相談支援の支給決定を行い、サービス等利用計画の作成を行うことが必須となる。

また、同法第 22 条第 5 項において、「……サービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、……サービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる」とされている。（いわゆるセルフプラン）

本来の計画相談支援の意義からみると、計画相談支援の実施率を 100%にすることで本人の希望の実現、生活状況の変動や必要なサービスの種類、量の把握等に不可欠なものであるが、上記の規定を踏まえ、平成 26 年 2 月よりセルフプランの案内を開始、また、市による代替プラン作成のための人員配置等を実施する。